

お知らせ

H30.7.11
愛媛県災害対策本部
(防災危機管理課)

平成30年7月豪雨による被害にかかる被災者 生活再建支援法の適用について

1 災害の概要

平成30年7月5日からの大雨により住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、下表のとおり同法の適用を決定しました。

2 支援の内容

住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等について、被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が公益財団法人都道府県会館から支給されます。

該当市町	法適用日	人口	住宅被害（世帯）			備考
			全壊	半壊	床上浸水	
宇和島市	7月5日	77,465	0	0	1,000以上	被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当
大洲市	7月5日	44,086	1	0	3,000以上	〃
松野町	7月5日	4,072	0	0	99	〃

(上記は平成30年7月9日23時00分現在の数値であり、今後の調査によって変動することがあります。)

※滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯

【お問い合わせ先】

愛媛県災害対策本部（防災危機管理課）
電話番号：089-912-1000（内線 3448）